

新冠町

第4期 障害福祉計画

平成27年3月

目 次

第 4 期 障 害 福 祉 計 画

第 1 章 障害福祉計画の基本方針	1
1. 計画策定の背景・趣旨	
2. 計画の基本目標	
3. 計画の基本的な視点	
4. 障害者総合支援法によるサービス体系	
第 2 章 障害者の自立に向けた基本目標	4
1. 福祉施設の入所者の地域生活への意向	
2. 地域生活支援拠点の整備	
3. 福祉施設から一般就労への移行目標	
第 3 章 指定障害福祉サービス	6
1. 指定障害福祉サービスの必要量と確保の方策	
(1) 居住系サービス	
(2) 日中活動系サービス	
(3) 訪問系サービス	
(4) 相談支援事業	
第 4 章 障害児支援事業	11
第 5 章 地域生活支援事業	12
1. 地域生活支援事業の実施に関する考え方	
2. 地域生活支援事業の必要量と確保の方策	

資 料 編

- 障害者アンケート結果

第1章 障害福祉計画の基本方針

1 計画策定の背景・趣旨

平成18年度に障害者自立支援法が施行され、それまで障がい種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）で縦割りに提供されていたサービスが、障がい種別によらず一元的に供給する制度が確立し、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障がい福祉サービスや相談支援等を受けられるようになりました。

また、同法では市町村に障害福祉計画の作成が義務付けられ、サービスごとの必要量を推計し、サービス提供に必要な方策を明らかにすることとなりました。

この理念に基づき、新冠町では第1期障害福祉計画（H18～H20年度）、第2期計画（H21～H23年度）、そして、平成23年度には障害者自立支援法一部改正やこれまでの実績を踏まえ、第3期計画（H24～H26年度）をそれぞれ作成してきました。

この間、平成25年に障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下「障害者総合支援法」）が施行され、障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲の見直し等、サービス供給体制のさらなる計画的な整備を図ることとされました。第4期計画（H27～H29年度）は、これら障害者総合支援法の理念や国の基本方針及び新冠町障害福祉計画のこれまでの実績等を踏まえ作成するものです。

2 計画の基本目標

この計画は、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会（共生社会）の実現を目指して、障がい者の生活の場及び社会参加の機会の確保等により、地域で安心して生活するために必要な福祉サービスなどの基盤整備を進めることを目標とします。

**障がいのある人もない人も、ともに
安心して暮らせるまちづくり**

3 計画の基本的な視点

計画の基本目標の実現のために、障害者総合支援法の基本方針を踏まえて、次の3つの基本的な視点に立って計画を推進します。

①障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会（共生社会）の実現を目指して、障がい者自身が障がい福祉サービスを選択し、必要な支援を受けながら、障がい者自身の自立と社会参加の実現を図るため、障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

②町が主体となった障がい種別によらない一元的なサービス提供体制の確立

従来障がい福祉サービスの対象としていた身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に、新たに難病患者を加え、障がい種別によらない一元的サービスを町が主体となって提供する体制を確立します。

③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤を整備します。また、障がい者の生活を地域で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用する基盤整備を進めます。

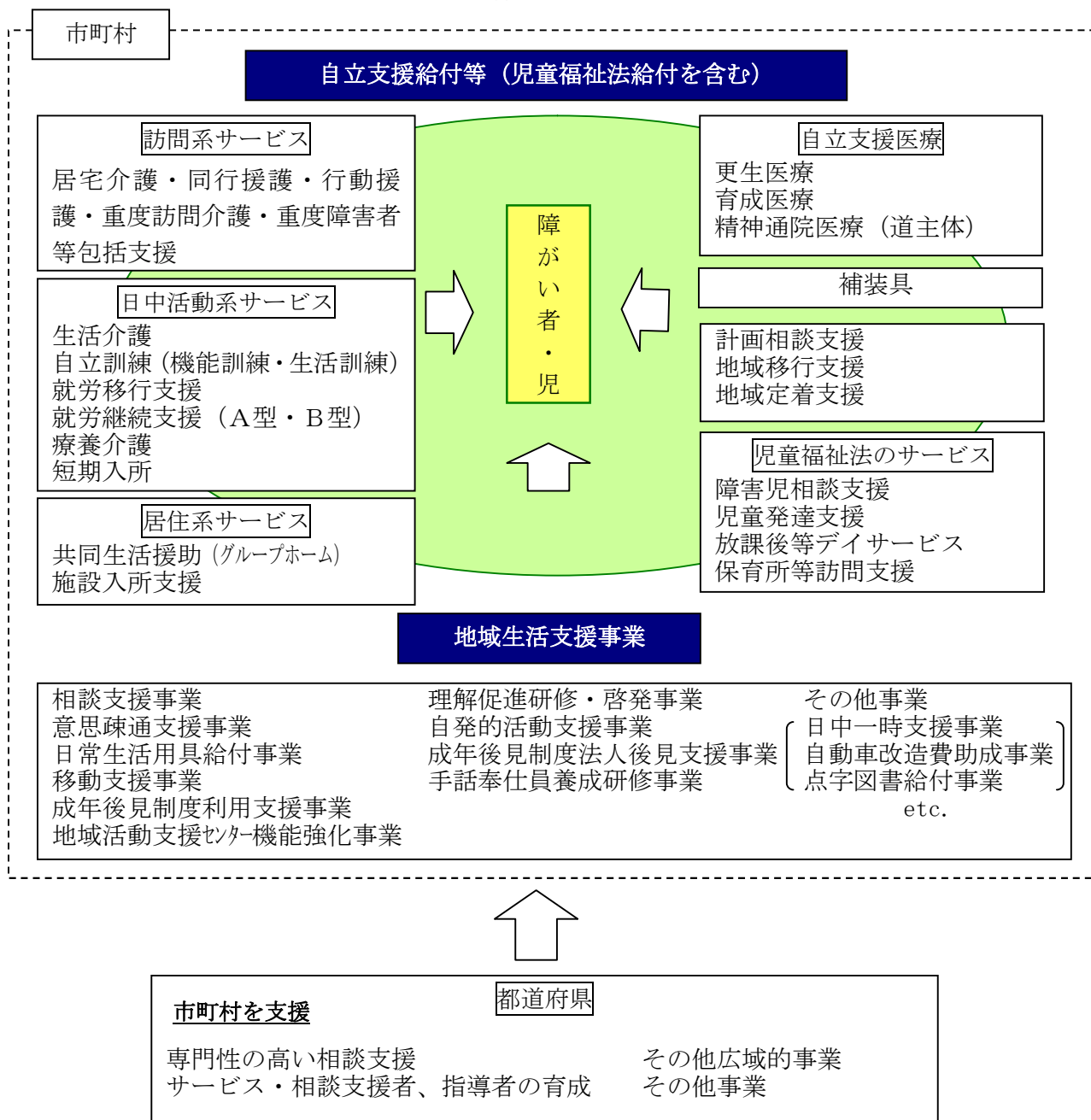
4 障害者総合支援法によるサービス体系

平成 18 年の障害者自立支援法の施行により、障がい福祉サービスは、障がいの種別によらず、共通の制度の元に一元的に提供される仕組みになりました。

また、サービスの種類について規定され、全国一律で共通に提供される「自立支援給付費」、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」及び「児童福祉法に基づく障害児の支援」に大別され、さらに「自立支援給付」は介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具費」に分けられました。

平成 25 年に施行された障害者総合支援法では、障害福祉サービス対象者への難病患者の追加、障害支援区分への名称・定義の変更、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象者に知的・精神障害者が拡充、地域生活支援事業への必須事業の追加等の改正がなされましたが、基本的には障害者自立支援法の理念・規定をそのまま引き継いだものとなっています。

障害者総合支援法のサービス体系



第2章 障がい者の自立に向けた基本目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者の地域生活への移行を推進するため、国の基本方針及びサービスの利用実態を参考に、平成29年度における数値目標を設定しました。

(1) 平成25年度末施設入所者の地域生活への移行

■国の基本方針■

平成29年度までに平成25年度末の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行。

項目	数値		備考
入所者数	19	人	※平成26年3月31日の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	3	人	※上記のうち、平成26年度末における施設入所からグループホーム等へ地域移行した入所者数 (割合については地域生活移行者数を全入所者数で除したもの)
	15.8	%	

(2) 平成29年度までの施設入所者の地域生活への移行

■国の基本方針■

平成29年度末時点での施設入所者数が平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上の減少を目指す。

項目	数値		備考
現在の全入所者数 (A)	19	人	※平成26年3月31日の施設入所者数
目標年度全入所者数 (B)	18	人	※平成29年度末時点の施設入所者数を見込む
【目標値】 削減見込(A-B)	1	人	※差引減少見込み数 (割合は削減見込人数(A-B)を全入所者数(A)で除したもの)
	5.3	%	

2 地域生活支援拠点の整備

「地域生活支援拠点」とは、地域での暮らしの安心感を担保し、地域生活への移行、親元からの自立に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点のことをいいます。

■国の基本方針■

地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

項目	数値	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備数	1箇所	平成29年度末までに

3 福祉施設から一般就労への移行目標

■国の基本方針■

平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数は、平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数の60%以上増加した数とする。

項目	数値	備考
平成25年度末就労移行支援事業利用者数	3人	平成26年3月31日時点
【目標値】 平成29年度末就労移行支援事業利用者数	5人	平成25年度末利用者の6割増を見込む。

第 3 章 指定障害福祉サービス

1. 指定障害福祉サービスの必要量と確保の方策

必要量の見込は、これまでのサービス利用実績やニーズ調査及び国の方針等を勘案して算出しています。

(1) 居住系サービス

◆サービス内容

事業名	内 容
① 共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行います。
② 施設入所支援	入所している施設で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

◆サービス見込み量

サービス名	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
① 共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人)	22	24	25	26
② 施設入所支援	利用者数 (人)	19	19	19	18

◆整備見込み量

サービス名	単位	25年度 定員	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	定員数 (人)	59	59	59	63

サービス量確保の方策

□ 共同生活援助（グループホーム）

施設から地域生活への移行に伴い、居住の場としてグループホームの利用ニーズが増加することが想定されます。このことから今後、利用者ニーズに応じたサービス必要量の確保に向け、施設・事業所・関係機関などと連携しサービス提供基盤の強化を図ります。また、地域における共同生活の実現にあたっては、住民の協力や理解が得られるよう事業所・関係機関と連携しノーマライゼーション理念の普及と就労環境整備や日中活動支援の強化を検討します。

平成27年度より、就業・地域生活さぼーとセンター「わーく&らいふ」が本町へ移転新築されるのに合わせ、グループホームの生活支援を行っている共同生活援助事業所「らぼーる」も移転されます。

□ 施設入所支援

重度の障がい者は施設入所による支援が必要となりますが、障がい者の意思を第一に、介護者の状況を勘案し、サービス提供事業者の情報提供や町内法人施設の活用の中でサービス量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

◆サービス内容

事業名	内 容
①生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事等の身辺介護と創作的活動または生産活動の機会を提供します。
②自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活、社会生活をめざし、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
③就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
④就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、知識および能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を提供します。 「A型(雇用型)」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供します。 「B型(非雇用型)」は、雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動の機会を提供します。
⑤療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行います。
⑥短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

◆見込み量

サービス名		単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
①生活介護		利用量(人日/月)	439	491	491	491
		利用者数(人)	22	23	23	23
②自立訓練	機能訓練	利用量(人日/月)	0	0	0	0
		利用者数(人)	0	0	0	0
	生活訓練	利用量(人日/月)	11	82	82	82
		利用者数(人)	1	4	4	4
③就労移行支援		利用量(人日/月)	107	83	83	103
		利用者数(人)	4	4	4	5
④就労 継続支援	A型	利用量(人日/月)	0	22	22	22
		利用者数(人)	0	1	1	1
	B型	利用量(人日/月)	431	515	535	555
		利用者数(人)	22	26	27	28
⑤療養介護		利用量(人日/月)	122	122	122	122
		利用者数(人)	4	4	4	4
⑥短期入所 (ショートステイ)		利用量(人日/月)	3	5	5	5
		利用者数(人)	2	3	3	3

サービス量確保の方策

日中活動系のサービスは今まで以上に利用者の状況に応じた多様なサービス需要への対応が必要となります。

障がい者（児）の状況に応じた生活支援をはじめ、就労支援などの整備に努めるとともに児童の療育や、日中活動の場の確保など、事業者と連携を図りサービス提供体制の充実により必要量の確保を図ります。

(3) 訪問系サービス

◆サービス内容

事業名	内容
① 居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護や家事援助を行います。
② 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。
③ 行動援護	知的、精神障がい者で自己判断能力が制限されている人に、危険を回避するために必要な外出支援を行います。
④ 重度訪問介護	重度の身体・知的・精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅における身辺介護や外出時の移動支援等を総合的に行います。
⑤ 重度障害者等包括支援	介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

◆見込み量

サービス名	単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度
居宅介護・同行援護・行動援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援	利用時間数(時間/月)	12	15	15	15
	利用者数(人)	4	5	5	5

サービス量確保の方策

現在、居宅生活を送っている障がい者に加え、入院者や施設入所者の地域移行の促進により、障がい者の地域生活支援はますます必要になります。そのため、近隣町の広域的生活圏域レベルで指定事業者の参入を促進し、サービス提供基盤の整備を図ります。

また、サービス提供にあたっては、障がい特性に応じた従事者の質の高い対応が必要となるので、事業所との連携によりホームヘルパー等の養成を図ります。

居宅介護（ホームヘルプ）

身体障がい者へのサービス内容充実に加え、障がいの区分ごと（身体・知的・精神）に対応できる人材の養成や育成を行うなど、事業所と連携して、質の高い支援と必要量の確保を図るよう努めます。

同行援護

視覚障がい者の生きがい活動・社会参加を促進するための外出時等の支援のため、既存事業所ヘルパーのスキルアップを図るための研修や実習の受講などサービス提供体制整備のための支援を行い、質の高い支援と必要量の確保を図るよう努めます。

行動援護

障がい者の地域移行による就労支援や生きがい活動・社会参加を促進するための外出時の支援のため、既存事業所及びヘルパーのスキルアップを図るための研修や実習の受講などサービス提供体制整備のための支援を行い、質の高い支援と必要量の確保を図るよう努めます。

重度訪問介護

重度障がい者の介護ニーズ（入浴等）に着目したサービス提供体制整備のため、既存事業所及びヘルパーのスキルアップを図るため、研修や実習の受講などの支援を行います。

重度障害者包括支援

町内における事業の実施に向け、医療機関等との連携を図るほか、必要なサービス提供は訪問看護・訪問診療などの活用により支援体制を講じます。

(4) 相談支援事業

◆サービス内容

事業名	内容
計画相談支援 (利用計画)	障害者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	施設入所者や退院可能精神障がい者の地域生活移行に向けた「サービス利用計画」を作成し、24時間相談支援やサービスの連絡調整等を行います。
地域定着支援	单身や同居家族からの支援が受けられない障がい者、施設から地域生活に移行する障がい者の、常時の連絡体制確保及びその障がい特性に応じた緊急の訪問・対応の支援を行います

◆見込み量

サービス名	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
計画相談支援（利用計画）	利用者数	10	61	62	63
地域移行支援	利用者数		1	1	1
地域定着支援	利用者数		1	1	1

サービス量確保の方策

居宅生活を送っている障がい者（児）に加え、長期入院や施設入所から地域生活への移行が進むにつれて、相談支援サービスの需要が高まります。

障がい者（児）の地域生活をきめ細やかに支援していくためには、個々の生活課題を踏まえた適切かつ総合的なケアマネジメントを行うことが重要です。

また、平成26年度末までに障害福祉サービスを利用する全ての者に「サービス等利用計画」の作成が義務付けられたため、本町においては平成26年度より、新冠ほくと園において相談支援事業所を新規開設し、相談支援事業の体制整備を図っています。

今後も相談支援専門員が利用者の障がいの多様な特性に対応できる能力や知識を習得し、障がいのある人に寄り添ったケアマネジメントができるよう、相談支援事業所を支援する体制づくりに取り組みます。

第 4 章 障害児支援事業

○平成24年4月1日より障害児支援事業は、児童福祉法に位置づけられ、「障害児相談支援」と「障害児通所支援」が市町村の実施主体となりました。

◆サービス内容

事業名	内 容	
障害児相談支援	障がい児の通所サービスの利用に関する援助を行い、「障害児支援計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。	
障害児通所支援	児童発達支援 (未就学児)	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	放課後等 デイサービス (就学児)	障がい児に対し授業の終了後又は休業日に、通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	保育所等 訪問支援	保育所など児童が集団生活を営む施設等に通う障害児について、その施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

サービス必要量の見込み

サービス名	区分	25年度 実績	27年度	28年度	29年度	
障害児相談支援	利用者数(人)	—	41	43	45	
障害児通所支援	児童発達支援	利用量(人日/月)	40	64	64	64
		利用者数(人)	16	17	17	17
	放課後等 デイサービス	利用量(人日/月)	39	96	104	112
		利用者数(人)	16	24	26	28
	保育所等 訪問支援	利用量(人日/月)	1	1	1	1
		利用者数(人)	1	1	1	1

サービス量確保の方策

心身に障害のある児童とその家族を支援する障害児通所事業については、これまで静内ペテカリへ委ねていましたが、利用児童の増加により受入が困難となったため、平成23年11月1日より、「新冠町子ども発達支援センターあおぞら」を節婦地区に開設し、新冠ほくと園への事業委託により運営しています。

当センターにおいても、近年は発達障害児の利用が増えておりますが、今後も乳幼児健診等での発達障害等の早期発見・早期療育が重要であるため、平成27年度よりこれまで非常勤であった発達相談員を常勤化し相談支援体制の充実を図っていきます。

第 5 章 地域生活支援事業

1. 地域生活支援事業の実施に関する考え方

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条において市町村が実施主体であると位置づけられた法定事業であり、指定障害福祉サービスとともに障がい者等の自立と社会参加を支援するための両輪となっていくものです。

本町に住む障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、利用者のサービスの選択を可能にした上で必要なサービス量の確保に努めます。

【必須事業】

◆サービス内容

事業名	内 容
相談支援事業	町内外の相談支援事業者と連携し、中立・公平性を確保した必要な情報の提供、助言、サービス利用支援などを行います。 (※計画相談支援を除きます)
意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声、視覚などの障がいによって意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者等の派遣などを行います。
日常生活用具 給付等事業	重度障がい者に対し自立生活支援用具などの日常生活用具を給付し、生活の便宜や福祉の増進を図ります。
移動支援事業 (個別移動支援)	屋外での移動が困難な障がいのある人に社会参加等のための外出支援(ガイド等)を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けます。
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を図っていきます。

【任意事業】

◆サービス内容

事業名	内 容
日中一時支援事業	日中に障害福祉サービス事業所等において、見守りなどの一時預かりを行います。
住宅改修費給付事業	障がい特性に応じた手摺取付などの住宅改修費を助成します。
点字図書給付事業	視覚障がい者に図書の点字変換に要する費用を助成します。
身体障害者用自動車 改造費助成事業	身体障がい者が所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
移送サービス事業 (車両移送支援)	重度の障がい者(児)の通院・通園に対し、福祉車両による送迎を行います。
重度障害者福祉ハイヤー 利用料金助成事業	移送サービスでの移動が困難な重度の障がい者(児)の通院・通園に対し、ハイヤーによる送迎を行い料金を助成します。
重度身体障害者 入浴送迎事業	在宅での入浴が困難な重度身体障害者を福祉車両により送迎し施設の特設浴槽において入浴介助を行うものです。

2. 地域生活支援事業の必要量と確保の方策

地域生活支援事業のサービス提供については、法定サービスを補完するサービスとして、きめ細かなマネジメントに心がけるとともに、利用者が必要に応じサービスの選択が可能となるよう相談支援体制の充実に加え制度周知の徹底に努め、事業者間の連絡調整・情報共有を図ります。

(1) 必須事業

- 相談支援事業

サービス必要量の見込み

サービス名		区分	25年度実績	27年度	28年度	29年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	2	2	2	2
	地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有
	身体障害者相談員	有無	有(道)	有	有	有
	知的障害者相談員	有無	有(道)	有	有	有

サービス量確保の方策

障がい者からの各種相談に応じて必要な情報の提供や助言、サービス利用に関するマネジメントを充実させるため、町職員の専門性を高めるとともに、24時間体制による相談の対応や専門的・困難事例等に対応するため、外部相談支援事業者と連携し相談支援体制の機能充実を図り、訪問などによるニーズ把握に努めます。

平成26年4月からは、新冠ほくと園において新冠町相談支援事業所相談室「かける」が開設され、より身近な地域での相談対応が可能となりました。

また、「新冠町障害者自立支援協議会」を活用し、課題解決や関係機関のネットワークの構築を進めるとともに、障がいのある者が「人権侵害や犯罪被害等」に遭わないよう、北海道から権限を委譲される身体障害者相談員・知的障害者相談員について、平成24年度から引き続き町においてそれぞれ委嘱することにより、相談支援事業や権利擁護事業の重層的な充実を図ります。

- 意思疎通支援事業

サービス必要量の見込み

サービス名	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
意思疎通支援事業	利用量 (時間/年)	0	6	6	6

サービス量確保の方策

聴覚・言語・音声機能、その他の障がいのある人の意思疎通を図るため、専門機関に委託して手話通訳者の確保に努めます。

- 日常生活用具給付等事業

サービスの必要量の見込み

サービス名	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
介護訓練支援用具	給付等件数 (件/年)	0	4	4	4
自立生活支援用具	給付等件数 (件/年)	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	給付等件数 (件/年)	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	給付等件数 (件/年)	0	0	0	0
排泄管理支援用具	給付等件数 (件/年)	157	193	193	193

サービス量確保の方策

障がいの特性や必要性を判断し、生活上必要な生活用具についての相談、助言により適切な給付に努めます。

住宅改修の必要性について訪問活動等によりの確に把握するものとし、本人・家族との相談につなげることで、障がい者の居宅生活の利便性向上を図ります。

- 住宅改修費給付等事業

サービスの必要量の見込み

サービス名	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
住宅改修費給付事業	給付等件数 (件/年)	1	2	2	2

サービス量確保の方策

日常生活に必要な住宅改修について訪問活動等によりの確に把握するものとし、本人・家族との相談に対応し、適切な給付に努めるとともに、障がい者の居宅生活の利便性向上を図ります。

- 移動支援事業

サービス必要量の見込み

サービス名	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	実利用者数(人)	4	5	5	5
	延べ利用時間数 (年)	81	75	75	75

サービス量確保の方策

屋外での移動が困難な障がい者に、社会参加や余暇活動参加促進のための外出の支援を推進するため、買い物同行ガイドや通院対応等の事業を中心に、障がい者の移動を支援します。

また、町内でのサービス提供に向け、関係法人と協議検討していきます。

□ 地域活動支援センター運営事業

サービス必要量の見込み

サービス名	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
新冠町地域活動 支援センター事業 (基礎的事業)	実施箇所数	1	1	1	1
	利用数(人/月)	1	1	3	5

サービス量確保の方策

障がい者の社会交流や創作・生産活動の場として、新冠町地域活動支援センターの運営を支援するとともに、委託事業所やボランティアグループと連携して魅力ある活動を提供し、利用者とサービス見込量の確保に努めます。

現在、新冠ほくと園が節婦ほろしりの里において実施していますが、現在、字本町に建設中の「就業・地域さぼーとセンターわーく&らいふ」の移転に合わせ、地域活動支援センターも同施設内へ移転する予定です。

□ 成年後見制度利用支援事業

サービス必要量の見込み

サービス名	区分	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	—	1	1	1

サービス量確保の方策

平成26年度より認知症高齢者と併せて事業を実施していますが、実績はまだありません。今後さらに成年後見制度の必要性が高まることが予想されるため、地域で暮らす障がいのある方の権利擁護が図れるよう対応していきます。

- 成年後見制度法人後見支援事業

サービス必要量の見込み

サービス名	区分	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	—	検討	有	有

サービス量確保の方策

平成27年度からの法人後見の実施に向け、現在、新冠町社会福祉協議会と協議中です。このため平成27年度は同事業の実施方法について、法人と更に協議した上で研修や組織体制の構築、専門職による支援体制整備などを行います。

(2) 任意事業

サービス必要量の実績

サービス名	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
日中一時支援事業	利用者数 (人/月)	3	4	4	4
点字図書給付事業	件/年	0	1	1	1
身体障害者用自動車改造費助成事業	件/年	0	1	1	1
移送サービス事業	件/年	2,936	3,200	3,300	3,400
重度身体障害者 入浴送迎事業	件/年	—	48	48	48

サービス量確保の方策

日中一時支援事業

居宅生活を送る障がい者(児)世帯の状況を把握し、きめ細かなケアマネジメントにより、介護者の一時的休息や利用者の日中活動機会の支援を行います。

町内でのサービス提供事業所の開設に向け、町内法人と協議検討し、サービス量の確保に努めます。

点字図書給付事業

視覚障がい者(児)への一般図書の紹介を行うなどの支援を行い、必要なサービス量を確保します。

身体障害者用自動車改造費助成事業

障がい者の自立生活支援と社会参加、就労支援には、自動車改造による移動手段の確保は必要であるため、対象者への制度の周知徹底を図ります。

移送サービス事業

新冠町社会福祉協議会との連携により障がい者の移動手段を確保することで、通院、療育など利用しやすい環境を整備し、マネジメント時にサービスの利用を促すことでサービス量の確保に努めます。

重度身体障害者入浴送迎事業

在宅での入浴が困難な重度身体障害者を福祉施設のリフト付き車輛により送迎し、施設の特設浴槽での入浴サービスを行うものです。

資料編

平成26年度障がい者アンケート調査集計資料

1. 調査の目的

障害者総合支援法により、市町村は障害者の心身の状況、その置かれている環境その他事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案し計画を作成するよう努めることとされていることから、アンケート調査を実施するものです。

2. アンケート回収結果

- ・対象者 町内在住、町外施設等利用者で障害手帳所持者の65歳未満 150人
 - ・調査方法 郵送配布・郵送回収（町関係機関に回収ボックスも設置）
 - ・回答率 58.0%（回答者87人）
 - ・回答者区分
- | | |
|------------|-----|
| 身体障害者手帳所持者 | 46人 |
| 療育手帳所持者 | 44人 |
| 精神保健福祉手帳 | 5人 |
| 合計 | 95人 |

※重複障がい者を含むため回答者と回答区分の合計に差異が生じます。

3. アンケート結果について

（1）住まい暮らしについて

現在の暮らし方について、家族と暮らしている方が多い状況。知的障害者の方の約3割はグループホームで暮らしています。

将来の暮らしにおいて、現在、福祉施設で暮らしている方のグループホーム利用を希望する方が3名おりますが、福祉施設に入所している障がい者の地域生活への移行が推進されていることもあり、今後利用者、希望者が増加することが予想されるため、居住を支援するサービス基盤の整備が必要となります。

（2）日中活動や就労について

①日中活動について

1週間で毎日及び数回外出する者が約8割を占めており、その多くが買い物に行く事や通勤・通学、医療機関への受診を目的としている。その反面、グループ活動に参加するなど社会活動への参加目的での外出の割合は少なく、地域の理解や参加しやすい配慮等が必要となります。

外出する時に困る事として身体障害者では道路や駅に階段や段差が多いことが挙げられておりハード面でのバリアフリー化が求められています。また、知的障害者及び精神障害者では「困った時にどうすればいいのか心配」が最も多く回答があり、障がい者の地域移行による社会参加を促進するために質の高い支援を行うよう努めます。

②就労について

会社勤めや自営業で収入を得て仕事をしている者が約3割を占めています。収入を得る仕事をしたいと考えている者も65%と多く、職場の障害者への理解や職場での介助・援助が受けられる等の環境整備が必要になります。また、障がい者の状況に応じた就労支援などの整備に努めるとともに職親会を通じ事業者と連携を図り対応していきます。

③福祉サービスについて

今後利用したいサービスで最も多かったのが相談支援でした。H27年4月より障害福祉サービスを利用する場合に相談支援（サービス等利用計画）を受けることが義務付けられます。これにより、個々のケースの相談にきめ細かく対応する仕組みができ利用者の処遇向上が期待されることから、今後より一層、関係機関と連携強化し支援内容の充実に努めます。

次に回答が多かった共同生活援助（グループホーム）は、（1）住まい暮らしでも希望者がいた通り、地域生活への移行が促進されている事もあり今後利用者、希望者が増加することが予想されます。

（3）相談相手について

悩みや困ったことなどの相談相手に、家族や親せき、友人・知人など身近で信頼できる人を選んでいる方が多く、施設の指導員、ホームヘルパーなどサービス事業所の人やかかりつけの医師、看護師を選択しているのも接する機会が多く専門的で信頼できることが要因の一つと考えられます。

障害、福祉サービスなどの情報を本や新聞等で知ることが最も多く、今後、サービス情報について広報、町政事務委託文書、町ホームページ等において広く周知することが必要となります。

（4）権利擁護について

差別やいやな思いをすることがある・少しある者が全体の約4割を占めており、学校・仕事場、外出先、住んでいる地域でそのような思いをすることが約6割となっています。

成年後見制度の利用については利用したくないが最も多い状況です。今すぐに利用したい者はいませんが、将来的に利用を考えている・制度内容がわからないとの回答も多くあった為、制度内容について広く周知する必要があります。

（5）災害時の避難等について

災害時に一人で避難できる者と、できない若しくはわからない者がほぼ同じ割合となっていました。近所に助けてくれる人がいる者が若干多い状況ではありますが、いない若しくはわからないと回答した者も46%おります。

近年多発する自然災害により、地域における防災体制の見直しが実施されており、そ

の中でも障がい者の救助・避難は重要な課題です。また、災害時に困ることとして挙げられている、「安全なところまで、迅速に避難できない」「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」など避難行動や避難先での生活設備の不便さを不安に思う者も多くいる為、障がい者の安全安心を確保できるよう町担当部署と連携を図り避難体制の構築に努めます。

アンケート調査結果集計表

1 性別・年齢・身体状況について

	問1 障がい者年齢						合計	無回答
	年齢							
	1. 0歳～未就学	2. 就学～17歳	3. 18歳～19歳	4. 20歳～39歳	5. 40歳～64歳			
男	0	3	2	11	36	52	3	
女	0	0	2	6	24	32		

年齢別では男女ともに40歳～64歳が最も多く全体の71%を占めている。

問2 性別		
性別		
1. 男	2. 女	合計
54	33	87

男性が多く約62%、女性が38%となっている。

	問3 一緒に暮らしている人					(複数回答)
	1. 父母・祖父母・兄弟	2. 配偶者(夫又は妻)	3. 子ども	4. その他	5. いない(一人暮らし)	
身体	14	15	9	1	17	
知的	12	2	2	1	30	
精神	0	1	1	0	2	

(※グループホーム、福祉施設等を利用している方は「5. 」とする。)

いない(一人暮らし)が約半数となっている。

	問4 日常生活で、次のことをどのようにしているか								
	①食事			②トイレ			③入浴		
	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
身体	35	5	2	39	4	1	35	6	3
知的	32	11	1	37	7	0	30	13	1
精神	5	0	0	5	0	0	4	1	0
	④衣服の着脱			⑤身だしなみ			⑥家の中の移動		
	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
身体	37	5	2	39	2	3	40	2	2
知的	33	10	1	27	13	4	40	3	1
精神	4	1	0	5	0	0	4	0	1
	⑦外出			⑧家族以外の人との意思疎通			⑨お金の管理		
	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
身体	31	7	6	35	5	3	35	4	5
知的	23	13	8	24	12	8	19	13	12
精神	4	0	1	4	1	0	4	0	1
	⑩薬の管理								
	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要						
身体	36	4	4						
知的	22	8	14						
精神	4	1	0						

ひとりでできるが全体の75%、一部介助が必要が16%、全部介助が必要が9%となっている。その中で知的障害者の「お金の管理」、「薬の管理」の全部介助の割合が他の項目より高くなっている。

	問5 介助してくれる人は誰か					(複数回答)
	1. 父母・祖父母・兄弟	2. 配偶者(夫又は妻)	3. 子ども	4. ホームヘルパーや施設職員	5. その他の人(ボランティア等)	
身体	5	3	3	7	1	
知的	6	0	0	22	5	
精神	1	0	0	0	0	

(問4で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と答えた方 39名(無回答2名)全体の45%)
「ホームヘルパーや施設職員(74%)」が最も多く、次いで「父母・祖父母・兄弟(31%)」となっていた。

	問6 介助してくれる家族で中心となっている人の年齢、性別、健康状態					
	①年齢					
	1. 0歳～未就学	2. 就学～17歳	3. 18歳～19歳	4. 20歳～39歳	5. 40歳～64歳	無回答
男性	0	0	0	1	9	2
女性	0	0	0	1	5	

(問5で「1. ～3. を答えた方」)
「40歳～64歳」が最も多く87%となっていた。

	②性別		
	1. 男	2. 女	無回答
男性	2	7	3
女性	2	4	

「女性(73%)」が多数を占めている。

	③健康状態			
	1. よい	2. ふつう	3. よくない	無回答
男性	1	5	3	3
女性	0	3	3	

「ふつう(57%)」が最も多くなっている。

2 障害状況について

	問7 身体障害者手帳をおもちですか						
	1. 1級	2. 2級	3. 3級	4. 4級	5. 5級	6. 6級	7. もっていない
男性	13	7	3	3	3	0	19
女性	3	2	2	7	2	1	14

身体障害者手帳をもっている方46名(男性29名、女性17名)

1級が最も多く約35%、次いで4級が約22%を占めている

	問8 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください						
	1. 視覚障害	2. 聴覚障害	3. 音声・言語・そしゃく機能障害	4. 肢体不自由(上肢)	5. 肢体不自由(下肢)	6. 肢体不自由(体幹)	7. 内部障害(1~6以外)
男性	3	0	1	8	10	4	5
女性	3	0	0	2	4	1	5

肢体不自由(上・下肢)が最も多く半数を占めている。

	問9 療育手帳をお持ちですか		
	1. A判定	2. B判定	3. もっていない
男性	10	18	23
女性	4	12	17

療育手帳を持っている方44名(男性28名、女性16名)

B判定(30名)が半数以上を占めている。

	問10 精神保健福祉手帳の有無			
	1. 1級	2. 2級	3. 3級	4. もっていない
男性	0	3	0	48
女性	0	2	0	29

手帳を持っている方全て2級となっている。

	問11 難病認定を受けていますか	
	1. 受けている	2. 受けていない
男性	4	45
女性	3	29

7名の方が難病認定を受けている回答。(全体の約8%)

	問12 発達障害と診断されたことがありますか	
	1. ある	2. ない
男性	5	47
女性	2	28

7名の方が発達障害と診断されたことがあると回答。(全体の約8%)

	問13 高次脳機能障害として診断されたことがありますか	
	1. ある	2. ない
男性	3	47
女性	1	31

4名の方が高次脳機能障害として診断されたことがあると回答。(全体の約5%)

	問14 問13で「ある」を選択した場合、その関連障害 (複数回答)						
	1. 視覚障害	2. 聴覚障害	3. 音声・言語・そしゃく機能障害	4. 肢体不自由(上肢)	5. 肢体不自由(下肢)	6. 肢体不自由(体幹)	7. 内部障害(1~6以外)
男性	1	0	1	2	2	1	0
女性	0	0	0	0	0	1	0

肢体不自由(上・下肢)が最も多くなっている。

	問15 現在受けている医療ケア								
	1. 気管切開	2. 人工呼吸器(レスピレーター)	3. 吸入	4. 吸引	5. 胃ろう・腸ろう	6. 鼻腔経管栄養	7. 中心静脈栄養(IVH)	8. 透析	9. カテーテル留置
男性	0	0	0	0	0	0	0	2	0
女性	0	0	0	0	0	1	0	1	0
	10. ストマ(人工肛門・人工膀胱)	11. 服薬管理	12. その他	(複数回答)					
男性	0	10	10						
女性	1	7	2						

「服薬管理(50%)」が半数を占めている。

3 住まい暮らしについて

	問16 現在どのように暮らしていますか						無回答
	1. 一人で暮らしている	2. 家族と暮らしている	3. グループホームで暮らしている	4. 福祉施設で暮らしている	5. 病院に入院している	6. その他	
身体	9	26	4	5	1	0	3
知的	1	10	24	6	1	0	
精神	2	3	0	0	0	0	

「家族と暮らしている(46%)」が最も多く、知的の29%はグループホームに入居している。

	問17 将来、地域で生活したいと思えますか(問16で4. 又は5. を選択した方) (複数回答)				
	1. 今のまま生活したい	2. グループホームなどを利用したい	3. 家族と一緒に生活したい	4. 一般の住宅で一人暮らしをしたい	5. その他
身体	3	1	0	1	0
知的	3	2	1	0	1
精神	0	0	0	0	0

「今のまま生活したい(46%)」が最も多く、次いで「グループホームなどを利用したい(23%)」となっている。

	問18 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思えますか (複数回答)								
	1. 在宅で医療ケアなどが適切に得られる	2. 障害者に適した住居の確保	3. 必要な在宅サービスが適切に利用できる	4. 生活訓練等の充実	5. 経済的な負担の軽減	6. 相談対応等の充実	7. 地域住民等の理解	8. コミュニケーションについての支援	9. その他
身体	12	10	13	3	17	8	8	8	1
知的	6	9	6	4	8	6	7	8	5
精神	1	2	0	0	2	1	0	2	1

「経済的な負担の軽減(18%)」が最も多く、次いで「障害者に適した住居の確保(14%)」、「在宅で医療ケアなどが適切に得られる」・「必要な在宅サービスが適切に利用できる」が共に13%となっている。

4. 日中活動や就労について

	問19 1週間にどの程度外出しますか				
	1. 毎日外出する	2. 1週間に数回外出する	3. めったに外出しない	4. まったく外出しない	合計
身体	17	15	9	1	42
知的	19	14	8	1	42
精神	1	3	0	0	4

「毎日外出する(42%)」が最も多く、次いで「1週間に数回外出する(36%)」となっているが、めったに外出しない、まったく外出しないを合わせると22%のものがほとんど外出していない状況である。

	問20 外出する際主な同伴者						合計
	1. 父母・祖父母・兄弟	2. 配偶者(夫又は妻)	3. 子ども	4. ホームヘルパーや施設職員	5. その他の人(ボランティア等)	6. 一人で外出する	
身体	4	3	2	6	0	27	42
知的	8	0	2	10	1	22	43
精神	1	0	0	1	0	2	4

一人で外出するが57%、家族等と外出している者が22%で、ホームヘルパー・施設職員等他、なんらかの支援を受けている者が21%となっている。

	問21 どのような目的で外出することが多いですか									合計
	1. 通勤・通学・通所	2. 訓練やリハビリ	3. 医療機関への受診	4. 買い物に行く	5. 友人・知人に会う	6. 趣味やスポーツをする	7. グループ活動に参加する	8. 散歩に行く	9. その他	
身体	13	4	27	31	8	8	5	10	1	107
知的	25	1	9	32	5	6	5	10	2	95
精神	2	1	4	2	1	1	1	0	1	13

「買い物に行く(30%)」が最も多く、「訓練やリハビリ」・「医療機関への受診」が共に19%となっている。

	問22 外出する時に困る事はなんですか									合計	
	1. 公共交通機関が少ない(ない)	2. 列車やバスの乗り降りが困難	3. 道路や駅に階段や段差が多い	4. 切符の買い方や乗換えの方法がわからない	5. 外出先の建物の設備が不便	6. 介護者が確保できない	7. 外出にお金がかかる	8. 周囲の目が気になる	9. 発作など突然の身体の変化が心配		
身体	7	7	8	1	4	2	8	2	2		
知的	7	6	3	6	5	5	7	3	5		
精神	2	1	0	0	0	0	1	0	0		
	10. 困った時にどうすればいいの心配	11. 困る事はない	12. その他								
身体	7	18	1								
知的	16	13	1								
精神	3	2	0								

「困った時にどうすればいいの心配(17%)」が最も多く、公共交通機関が少ない(ない)・外出にお金がかかる・列車やバスの乗り降りが困難の割合がほぼ同じで合わせると全体の30%となってい

問23 平日の日程を主にどのように過ごしているか									
	1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	3. 専業主婦(主夫)をしている	4. 福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援Aも含む)	5. 病院などのデイケアに通っている	6. リハビリテーションを受けている	7. 自宅で過ごしている	8. 入所している施設や病院等で過ごしている	9. 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている。
身体	17	2	6	5	1	0	10	5	0
知的	10	0	0	18	0	0	2	7	0
精神	0	1	0	0	2	0	2	0	0
	10. 特別支援学校(小中高等部)に通っている	11. 一般の高校、小中学校に通っている	12. 幼稚園、保育所、障害児通園施設などにかよっている	13. その他					
身体	0	0	0	2					
知的	1	2	0	2					
精神	0	0	0	0					

「会社勤めや、自営業などで収入を得て仕事をしている(28%)」が最も多く、次いで福祉施設、作業所等に通っているが24%となっている。

問24 勤務形態					
	1. 正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	2. 正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある	3. パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	4. 自営業、農林水産業	5. その他
身体	3	1	5	8	1
知的	2	1	4	2	4
精神	0	0	0	1	0

自営業、農林水産業が最も多く34%を占めている。

問25 今後収入を得る仕事をしたいか		
	1. 仕事をしたい	2. 仕事はしたくない、できない
身体	16	12
知的	21	8
精神	2	1

仕事をしたいと思っている方が65%と最も多かった。

問26 職業訓練などを受けたいか			
	1. すでに職業訓練を受けている	2. 職業訓練を受けた	3. 職業訓練を受けたくない、受ける必要がない
身体	2	7	15
知的	5	12	17
精神	0	2	1

職業訓練を受けたいが34%となっている。

問27 障害者の就労支援としてどのようなことが必要だとおもいますか (複数回答)										
	1. 通勤手段の確保	2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮	4. 在宅勤務の拡充	5. 職場の障害者理解	6. 職場の上司や同僚に障害の理解があること	7. 職場で介助や援助等が受けられること	8. 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	9. 企業ニーズに合った就労訓練	
身体	10	7	11	13	14	15	6	4	4	
知的	12	5	9	4	12	10	7	9	4	
精神	3	0	1	0	1	1	0	1	1	
	10. 仕事についての職場外での相談対応、支	11. その他								
身体	7	1								
知的	8	6								
精神	1	0								

5～6の障害者への理解が必要とおもう方が全体の28%となっており、「次いで交通手段の確保(13%)」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮(11%)」の順となっている。

問28 障害支援区分の認定を受けていますか							
	1. 区分1	2. 区分2	3. 区分3	4. 区分4	5. 区分5	6. 区分6	7. 受けていない
身体	1	2	2	3	0	2	32
知的	0	6	5	7	0	2	13
精神	0	1	0	0	0	0	3

「区分2」～「区分4」が全体の33%となっている。

問29 あなたは、現在次のサービスを利用していますか、または今後利用したいと考えますか。												
①居宅介護				②重度訪問介護				③同行援護				
現在利用している		今後利用したいか		現在利用している		今後利用したいか		現在利用している		今後利用したいか		
利用している	利用していない	利用したい	利用しない	利用している	利用していない	利用したい	利用しない	利用している	利用していない	利用したい	利用しない	
身体	3	34	5(1)	26	1	35	2	28	0	37	4	27
知的	3	36	2(1)	33	0	38	1	34	0	39	2	33
精神	0	4	0	3	0	3	0	3	0	4	0	3
合計	6	74	7(2)	62	1	76	3	65	0	80	6	63
④行動援護				⑤重度障害者等包括支援				⑥生活介護				
現在利用している		今後利用したいか		現在利用している		今後利用したいか		現在利用している		今後利用したいか		
利用している	利用していない	利用したい	利用しない	利用している	利用していない	利用したい	利用しない	利用している	利用していない	利用したい	利用しない	
身体	1	36	2	29	0	37	2	28	3	34	3	27
知的	2	38	7	28	0	39	0	35	7	32	7(7)	29
精神	0	4	3	1	0	4	0	3	0	4	0	3
合計	3	78	12	58	0	80	2	66	10	70	10(3)	59
⑦自立訓練(機能訓練、生活訓練)				⑧就労移行支援				⑨就労継続支援(A型、B型)				
現在利用している		今後利用したいか		現在利用している		今後利用したいか		現在利用している		今後利用したいか		
利用している	利用していない	利用したい	利用しない	利用している	利用していない	利用したい	利用しない	利用している	利用していない	利用したい	利用しない	
身体	1	36	1(1)	29	1	36	3	27	4	33	5(3)	24
知的	5	34	6(2)	29	4	34	3(1)	30	14	26	17(11)	19
精神	0	4	0	3	0	4	1	2	2	2	2(1)	1
合計	6	74	7(3)	61	5	74	6(1)	59	20	61	24(15)	44
⑩療養介護				⑪短期入所(ショートステイ)				⑫共同生活援助				
現在利用している		今後利用したいか		現在利用している		今後利用したいか		現在利用している		今後利用したいか		
利用している	利用していない	利用したい	利用しない	利用している	利用していない	利用したい	利用しない	利用している	利用していない	利用したい	利用しない	
身体	2	35	4(1)	27	1	36	2	28	4	33	6	25
知的	1	38	1(1)	34	2	37	2(1)	33	23	17	20(16)	14
精神	0	4	1	3	1	3	0	3	0	4	0	3
合計	3	77	6(2)	64	4	76	4(1)	64	27	54	26(16)	42
⑬施設支援入所				⑭相談支援				⑮児童発達支援				
現在利用している		今後利用したいか		現在利用している		今後利用したいか		現在利用している		今後利用したいか		
利用している	利用していない	利用したい	利用しない	利用している	利用していない	利用したい	利用しない	利用している	利用していない	利用したい	利用しない	
身体	3	34	5(2)	25	5	32	12(2)	19	0	37	0	33
知的	6	33	7(6)	29	10	28	20(10)	15	0	39	0	37
精神	0	4	0	3	1	3	2(1)	1	0	4	0	3
合計	9	71	12(8)	57	16	63	34(13)	35	0	80	0	73
⑯放課後等デイサービス				⑰保育所等訪問支援								
現在利用している		今後利用したいか		現在利用している		今後利用したいか						
利用している	利用していない	利用したい	利用しない	利用している	利用していない	利用したい	利用しない					
身体	0	37	0	33	0	37	0	33				
知的	2	37	1(1)	35	0	39	0	36				
精神	0	4	0	3	0	4	0	3				
合計	2	78	1(1)	71	0	80	0	72				

()の数字は「現在利用している」と回答した者のうち「今後も利用したい」と回答した者の人数

アンケート回答者で、現在利用しているサービスで最も多いのが「共同生活援助(24%)」、次いで「就労継続支援A型・B型(18%)」、「相談支援(14%)」の順となっている。今後利用したいサービスで「相談支援(21名)」が最も多く、次いで「行動援護(13名)」、「共同生活援助(10名)」、「就労継続支援(A型、B型)(9名)」の順となっている。

	問30 現在利用しているサービスについて改善してほしいとおもうことはありますか (問29で現在サービスを利用している方)							
	1. 利用できる回数や日数を増やしてほしい	2. サービス利用の手続きをわかりやすく簡単にしてほしい	3. サービス利用のための送迎や交通手段を整えてほしい	4. サービス利用料を安くしてほしい	5. サービスの質をよくしてほしい	6. サービスについての情報提供を増やしてほしい	7. 特にない	8. その他
身体	1	2	1	2	4	2	7	0
知的	6	6	6	6	8	3	12	3
精神	0	0	0	0	0	0	2	0

(複数回答)

「特にない(30%)」で最も多かったが、改善してほしいこととしては「サービスの質をよくしてほしい(17%)」が最も多く、次いで「サービス利用の手続きをわかりやすく簡単にしてほしい(11%)」・「サービス利用料を安くしてほしい(11%)」と続いている。

5 相談相手について

	問31 あなたは普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか (複数回答)							
	1. 家族や親せき	2. 友人・知人	3. 近所の人	4. 職場の上司や同僚	5. 施設の指導員など	6. ホームヘルパーなどサービス事業所の人	7. 障害者団体や家族会	8. かかりつけの医師や看護師
身体	30	15	3	3	7	4	1	11
知的	16	3	0	7	23	11	0	4
精神	4	1	0	0	0	0	0	1
	9. 病院のケースワーカー(相談員)や介護保険のケアマネージャー	10. 民生委員・児童委員	11. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	12. 相談支援事業所などの民間の相談窓口	13. 行政機関の相談窓口	14. その他		
	身体	2	1	0	0	1	0	
知的	1	0	3	4	0	0		
精神	2	0	0	1	1	0		

「家族や親せき(31%)」が最も多く、次いで「施設の指導員など(19%)」、「友人・知人(12%)」と続いている。

	問32 障害のことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか (複数回答)							
	1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	2. 行政機関の広報誌	3. インターネット	4. 職場の上司や同僚	5. 施設の指導員など	6. ホームヘルパーなどサービス事業所の人	7. 障害者団体や看護師	8. 病院のケースワーカー(相談員)や介護保険のケアマネージャー
身体	18	12	4	11	6	1	9	3
知的	8	1	3	5	18	1	1	1
精神	4	1	1	0	0	0	2	2
	9. 民生委員・児童委員	10. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	11. 相談支援事業所などの民間の相談窓口	12. 行政機関の相談窓口	13. その他			
	身体	1	1	1	3	3		
知的	0	4	2	0	3			
精神	0	0	0	0	0			

「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース(23%)」が最も多く、続いて「サービス事業所の人や施設職員(18%)」、「家族や親せき、友人・知人(12%)」となっている。

6 権利擁護について

	問33 差別やいやな思いをすることがあるか			
	1. ある	2. 少しある	3. ない	無回答
身体	3	12	26	4
知的	7	10	21	
精神	0	1	3	

少しあると答えた方が全体の28%となっている。

	問34 どのような場所であるか							(複数回答)
	1. 学校・ 仕事場	2. 仕事を探 すとき	3. 外出先	4. 余暇を楽 しむとき	5. 病院など の医療機関	6. 住んでい る地域	7. その他	
身体	3	6	8	3	4	5	0	
知的	8	2	3	3	4	5	1	
精神	0	0	0	0	0	1	0	

「学校・仕事場」、「外出先」、「住んでいる地域」の割合が20%と同じであり、次いで「仕事を探
すとき」、「病院などの医療機関」で14%となっている。

	問35 成年後見制度の利用について				無回答
	1. 今すぐ でも利用した い	2. 今は必要 ないが、将来 的には利用し たい	3. 利用した くない	4. 制度内容 がわからない	
身体	0	8	16	8	16
知的	0	9	11	17	
精神	0	1	1	0	

「利用したくない(39%)」が最も多く、次いで「制度内容がわからない(35%)」となっている。また、
今すぐにも利用したいと回答した方はいなかったが、「今は必要ないが、将来的に利用した
い」と答えた方が25%となっている。

7 災害時の避難等について

	問36 火事や地震等の災害時に一人で避難できますか		
	1. できる	2. できない	3. わからない
身体	25	7	11
知的	16	17	6
精神	3	1	1

「できる」と回答した方が51%と半数占めているなかで、「できない」・「わからない」も同じ割合で回答している。

	問37 近所に助けてくれる人はいますか			
	1. いる	2. いない	3. わからない	無回答
身体	19	10	12	5
知的	23	5	8	
精神	2	2	1	

「いる」が54%、「いない」・「わからない」も合わせて46%とほぼ半数ずつの割合となっている。

	問38 火事や地震等の災害時に困ることはなんですか (複数回答)							
	1. 投薬や治療が受けられない	2. 補装具の使用が困難になる	3. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	4. 救助を求めることができない	5. 安全なところまで、迅速に避難することができない	6. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない	7. 周囲とコミュニケーションがとれない	8. 避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安
身体	17	5	5	4	17	4	4	12
知的	5	2	3	11	16	9	14	9
精神	4	0	1	0	1	1	2	1
	9. その他	10. 特にない						
身体	0	14						
知的	0	9						
精神	0	0						

「安全なところまで、迅速に避難することができない(20%)」が最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない(15%)」、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安(13%)」、「周囲とのコミュニケーションがとれない(12%)」となっている。

その他一覧

問3 一緒に暮らしている人

種別	記載内容
身障	義父

問17 将来、地域で生活したいと思いますか。

種別	記載内容
療育	本人の意思確認が困難

問18 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思うか

種別	記載内容
療育	本人の意思確認が困難
療育	利用人数や予算に縛られないサービスや僻地への理解

問21 どのような目的で外出することが多いか。

種別	記載内容
療育	ヘアースタイル、旅行等

問22 外出するときに困ることは何ですか。

種別	記載内容
療育	親が運転する以外の外出方法がない

問23 平日の日中を主にどのように過ごしているか。

種別	記載内容
身障	夫の病院の付き添いと送迎をおこなっている

問24 どのような勤務形態で働いていますか。

種別	記載内容
療育	訓練として働いている
身障	準職員で勤務条件に違いはない

問30 現在利用しているサービスで改善してほしいこと。

種別	記載内容
療育	サービス利用のために親の負担が大きすぎるので本人が利用するためには必ず誰かの手が掛る事を理解して援助してほしい。身体以外の障害に対するサービスが軽視されている。

問32 障害のことや福祉サービスなどの情報をどこから知ることが多いか。

種別	記載内容
身障	情報が入ってこない。

問38 火事や地震等の災害時に困ることは。

種別	記載内容
療育	周りで起きていることが理解できない。避難所等で家族以外の人と狭い空間にいることは不可能

意見・提案など、自由記載

種別	記載内容
療育	施設通所を毎日2往復母がおこない4カ月が過ぎましたが通所の送迎時間を中心に考えた生活を送らざるをえず無理がでてきています。家族の通院や弟の学校関係、父の仕事で車を使わなければならぬ場合、家に戻る時間がない場合は家族4人で一緒に行動している状況です。札幌や苫小牧へ用事を足していく場合は迎えの時間を常に気にしないとイケないので、いつも時間に追われています。本人も対人面でのトラブルがあり、集団で生活するよりは、安心できる人、人数での生活の方が安定して生活するためには必要だとおもいます。グループホームへ入所できれば別ですが、現在の状況では自宅で生活し通所のサービスを受けるのが一番良い選択だと考えています。僻地に住んでいることで予算が掛ることや送迎サービスを希望しているのが一人しかいないということが理由で適切なサービス、必要と考えるサービスが受けられないということであれば、それは今後もこの状況が続くということでしょうか？この状況は2年前から相談しているままで何も変わっていません。今の町のサービスは身体障害があり知的に軽度の障害の方は便利に利用でき、身体に問題がなく知的に重い障害者には冷たい制度です。もう少し柔軟に対処して頂けるよう希望します。
身障	昨年、札幌から転居してきましたがサービスの内容が少なく充実していない様な気がします。歩いている時に歩道がデコボコしていて何回も転んでしまった。身障者には住みにくい町と感じました。
身障	町の広報をCDや点字等にして視覚障害者にも対応してほしい。
身障	高齢者住宅(サービス付)が少ない
身障	介助者の父親が高齢で今後の事が心配である
身障	同じ障害でもサービスを出来るだけ利用せず、自立を目指している人に別の方法で支援してほしい。税金や灯油券の拡大など生活の基本となる支援があると心強い。重度の人だけ手厚いサービスがあり、同じ障害者でも軽度の人是一般の人と変わらない生活を求められる。一人立ちを目指してはいるが、困難もあるので施設やサービス以外も充実させてほしい。制度がマニュアル通りにしか対応してくれないので職員の心が感じられない。社会復帰を目指すのには全然頼りにならないので中途半端なサービスをするくらいなら自分に任せて金銭的支援をした方がどれだけ頼りになる事かとおもう。
精神	年金や自立支援、町での入浴券など利用させてもらい助かっている。精神障害手帳は町内ではあまり使えることがないので交通機関で使えたらいいと思う。障害があってもサービスを受けるだけでなく何かできることがあればいいと思う。現在は主治医に仕事を止められているが将来何かできたらとおもっている。町内の職場でジョブコーチがついてくれたらいいとおもう。
療育	療育施設や学校で良くしていただき感謝している。町の財政や人手の確保など難しい面もあるのは重々承知してはいるがもう少し手を貸して頂けると有り難い。家が山間部なので移動手段の確保や今後成人した時に家をはなれグループホームに入れるかどうか不安な面もある。町でできることに関してはもう少し積極的に情報をだして頂きたい。
療育	就労のサービスを利用するにあたり、大変充実しています。これからも自分のスキルアップのために、お世話になりたいと思う

アンケート調査

《ご記入にあたってのお願い》

- この調査票は、必ずしもお名前を記入する必要はありませんが、よろしければお名前を教えてください。
氏名
- 自分で記入できない場合には、同居されている方などが代筆（記入）してください。
◆なお、その場合には、ご本人のご意見・ご回答をきいて記入をお願いします。

※調査票への記入者（あてはまる番号1つに○印をつけてください。）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 調査対象のご本人 | 3. 施設・病院の職員 |
| 2. 家族（親など） | 4. その他（ ） |

- この調査票は、現在の状況でお答えください。
- 各設問に対しては、あてはまる項目の番号に○印をつけてお答えください。
【注意】「1つに○印」、「あてはまるものすべてに○印」などと指定されている項目がありますので、それぞれ指示にしたがってお答えください。
- 答えたくないことは無理にお答えいただくなくてもかまいません。
- 調査票は、平成26年8月15日（金曜日）までに同封の返信用封筒に入れて郵送いただくか、下記に設置した回収ボックスにお入れ下さい。
・新冠町役場 ・レコード館 ・老人憩の家（中央町） ・節婦老人憩の家
・レコードの湯・新冠国保診療所 ・健康推進バス
- ご不明な点がありましたら、下記まで気軽にお問い合わせください。

《問い合わせ先》

〒059-2492

住所：新冠郡新冠町字北星町3番地の2

新冠町役場 保健福祉課 保健福祉グループ福祉係 二本柳・千葉

電話：0146-47-2113(直通)

F A X：0146-47-2496

e-meil：chouminfukushi@niikappu.jp

この調査では、調査対象者ご本人を「あなた」とお呼びさせていただきます。
 ご本人（この調査票の対象者：障害のある方）の状況などについて、お答えください。

あなた（宛名の方）の性別・年齢・ご家族などについて

問1 あなたの年齢をお答えください。（平成26年8月1日現在）

まん さい
 満 歳

問2 あなたの性別をお答えください。（○は1つだけ）

1. 男性 2. 女性

問3 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 父母・祖父母・兄弟 4. その他（ ）
 2. 配偶者（夫または妻） 5. いない（一人で暮らしている）
 3. 子ども

※グループホーム、福祉施設等を利用されている方は「5. 」としてください。

問4 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。（①から⑩それぞれに○を1つ）

項目	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
① 食事	1	2	3
② トイレ	1	2	3
③ 入浴	1	2	3
④ 衣服の着脱	1	2	3
⑤ 身だしなみ	1	2	3
⑥ 家の中の移動	1	2	3
⑦ 外出	1	2	3
⑧ 家族以外の人との意思疎通	1	2	3
⑨ お金の管理	1	2	3
⑩ 薬の管理	1	2	3



(問4で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と答えた方)

問5 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 父母・祖父母・兄弟
2. 配偶者(夫または妻)
3. 子ども

5. ホームヘルパーや施設の職員
6. その他の人(ボランティア等)

(問5で1.～3.を答えた方)

問6 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

①年齢(平成26年8月1日現在)

満 歳

②性別(○は1つだけ)

1. 男性
2. 女性

③健康状態(○は1つだけ)

1. よい
2. ふつう
3. よくない

あなたの障害の状況について

問7 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

1. 1級
2. 2級
3. 3級
4. 4級
5. 5級
6. 6級
7. 持っていない

問8 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください。(○は1つだけ)

1. 視覚障害
2. 聴覚障害
3. 音声・言語・そしゃく機能障害
4. 肢体不自由(上肢)
5. 肢体不自由(下肢)
6. 肢体不自由(体幹)
7. 内部障害(1～6以外)

問9 あなたは療育手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

1. A判定 2. B判定 3. 持っていない

問10 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 持っていない

問11 あなたは難病(特定疾患)の認定を受けていますか。(〇は1つだけ)

※難病(特定疾患)とは、関節リウマチやギラン・バレ症候群などの治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいいます。

1. 受けている 2. 受けていない

問12 あなたは発達障害として診断されたことがありますか。(〇は1つだけ)

※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。

1. ある 2. ない

問13 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。

(〇は1つだけ)

※高次脳機能障害とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受けその後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくみ合わない」等の症状があります。

1. ある 2. ない

問14 問13で「ある」を選択した場合、その関連障害をお答えください。

(あてはまるものすべてに〇)

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 視覚障害 | 5. 肢体不自由(下肢) |
| 2. 聴覚障害 | 6. 肢体不自由(体幹) |
| 3. 音声・言語・そしゃく機能障害 | 7. 内部障害(1~6以外) |
| 4. 肢体不自由(上肢) | |

問15あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。
 (あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 気管切開 | 7. 中心静脈栄養 (IVH) |
| 2. 人工呼吸器 (レスピレーター) | 8. 透析 |
| 3. 吸入 | 9. カテーテル留置 |
| 4. 吸引 | 10. ストマ (人工肛門・人工膀胱) |
| 5. 胃ろう・腸ろう | 11. 服薬管理 |
| 6. 鼻腔経管栄養 | 12. その他 |

住まいや暮らしについて

問16 あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 一人で暮らしている |
| 2. 家族と暮らしている |
| 3. グループホームで暮らしている |
| 4. 福祉施設 (障害者支援施設、高齢者支援施設) で暮らしている |
| 5. 病院に入院している |
| 6. その他 () |

【問17及び問18は、問16で4. または5. を選択した場合にお答えください。】

問17 あなたは将来、地域で生活したいと思いませんか。(○は1つだけ)

- | |
|--------------------|
| 1. 今のまま生活したい |
| 2. グループホームなどを利用したい |
| 3. 家族と一緒に生活したい |
| 4. 一般の住宅で一人暮らしをしたい |
| 5. その他 () |

問18 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
 (あてはまるものすべてに○)

1. 在宅で医療ケアなどが適切に得られること
2. 障害者に適した住居の確保
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること
4. 生活訓練等の充実
5. 経済的な負担の軽減
6. 相談対応等の充実
7. 地域住民等の理解
8. コミュニケーションについての支援
9. その他 ()

日中活動や就労についてお聞きします。

問19 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 毎日外出する | 4. まったく外出しない |
| 2. 1週間に数回外出する | |
| 3. めったに外出しない | |

【問20から問22は、問19で、4. 以外を選択した場合にお答えください。】

問20 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. 父母・祖父母・兄弟 | 4. ホームヘルパーや施設の職員 |
| 2. 配偶者(夫または妻) | 5. その他の人(ボランティア等) |
| 3. 子ども | 6. 一人で外出する |

問21 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。
 (あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 通勤・通学・通所 | 6. 趣味やスポーツをする |
| 2. 訓練やリハビリに行く | 7. グループ活動に参加する |
| 3. 医療機関への受診 | 8. 散歩に行く |
| 4. 買い物に行く | 9. その他 () |
| 5. 友人・知人に会う | |

問22 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 公共交通機関が少ない(ない)
2. 列車やバスの乗り降りが困難
3. 道路や駅に階段や段差が多い
4. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい
5. 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)
6. 介助者が確保できない
7. 外出にお金がかかる
8. 周囲の目が気になる
9. 発作など突然の身体の変化が心配
10. 困った時にどうすればいいのか心配
11. 困ることはない
12. その他()

問23 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている
2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている
3. 専業主婦(主夫)をしている
4. 福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)
5. 病院などのデイケアに通っている
6. リハビリテーションを受けている
7. 自宅で過ごしている
8. 入所している施設や病院等で過ごしている
9. 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている
10. 特別支援学校(小中高等部)に通っている
11. 一般の高校、小中学校に通っている
12. 幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている
13. その他()

【問23、1. を選択した場合にお答えください。】

問24 どのような勤務形態で働いていますか。(〇は1つだけ)

1. 正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない
2. 正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある
3. パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員
4. 自営業、農林水産業など
5. その他 ()

【問23で、1. 以外を選択した18歳以上の方にお聞きします。】

問25 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いませんか。(〇は1つだけ)

1. 仕事をしたい
2. 仕事はしたくない、できない

問26 収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいと思いませんか。
(〇は1つだけ)

1. すでに職業訓練を受けている
2. 職業訓練を受けたい
2. 職業訓練を受けたくない、受ける必要はない

問27 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いませんか。
(あてはまるものすべてに〇)

1. 通勤手段の確保
2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮
3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮
4. 在宅勤務の拡充
5. 職場の障害者理解
6. 職場の上司や同僚に障害の理解があること
7. 職場で介助や援助等が受けられること
8. 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携
9. 企業ニーズに合った就労訓練
10. 仕事についての職場外での相談対応、支援
11. その他 ()

障害福祉サービス等の利用についてお聞きします。

問28 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(〇は1つだけ)

1. 区分1	3. 区分3	5. 区分5	7. 受けていない
2. 区分2	4. 区分4	6. 区分6	

問29 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(①から⑰のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答(番号に〇)してください)

	現在利用しているか		今後利用したいか	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
①居宅介護(ホームヘルプ) 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。	1	2	1	2
②重度訪問介護 重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。	1	2	1	2
③同行援護 視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。	1	2	1	2
④行動援護 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。	1	2	1	2
⑤重度障害者等包括支援 常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。	1	2	1	2

	げんざいりよう 現在利用 しているか		こんごりよう 今後利用 したいか	
	りよう 利用して いる	りよう 利用して いない	りよう 利用した い	りよう 利用しな い
⑥生活介護 <small>つね かいご ひつよう かた しせつ にゅうよく はい</small> 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排 <small>せつ しょくじ かいご そうさくてきかつどう きかい</small> せつ、食事の介護や創作的活動などの機会 <small>ていきよう さーびす</small> を提供するサービスです。	1	2	1	2
⑦自立訓練（機能訓練、生活訓練） <small>じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ</small> 自立した日常生活や社会生活ができるよ <small>いってい きかん しんたいきのう せいかつ</small> う、一定の期間における身体機能や生活 <small>のうりよくこうじよう ひつよう くんれん おこな</small> 能力向上のために必要な訓練を行なう <small>さーびす</small> サービスです。	1	2	1	2
⑧就労移行支援 <small>つうじよう じぎょうしょ はたら いかた いってい</small> 通常の事業所で働きたい方に、一定の <small>きかん しゅうろう ひつよう ちしき およ のうりよく</small> 期間、就労に必要な知識及び能力の <small>こうじよう くんれん おこな さーびす</small> 向上のための訓練を行うサービスです。	1	2	1	2
⑨就労継続支援（A型、B型） <small>つうじよう じぎょうしょ はたら こんなん いかた</small> 通常の事業所で働くことが困難な方に、 <small>しゅうろう きかい ていきよう せいさんかつどう た</small> 就労の機会の提供や生産活動その他の <small>かつどう きかい ていきよう ちしき のうりよく こうじよう</small> 活動の機会の提供、知識や能力の向上 <small>くんれん おこな さーびす</small> のための訓練を行うサービスです。	1	2	1	2
⑩療養介護 <small>いりよう ひつよう かた つね かいご ひつよう</small> 医療が必要な方で、常に介護を必要とする <small>かた おも ひるま びょういんどう きのう</small> 方に、主に昼間に病院等において機能 <small>くんれん りょうようじよう かんり かんご ていきよう</small> 訓練、療養上の管理、看護などを提供す <small>さーびす</small> るサービスです。	1	2	1	2
⑪短期入所（ショートステイ） <small>ざいたく しょうがいしゅ じ かいご かた びょうき</small> 在宅の障害者（児）を介護する方が病気の <small>ばあい しょうがいしゅ しせつ たんきかんにゅうしよ</small> 場合などに、障害者が施設に短期間入所 <small>にゅうよく はい しょくじ かいご おこな</small> し、入浴、排せつ、食事の介護などを行 <small>さーびす</small> うサービスです。	1	2	1	2

	げんざいりよう 現在利用 しているか		こんごりよう 今後利用 したいか	
	りよう 利用して いる	りよう 利用して いない	りよう 利用した い	りよう 利用しな い
⑫ ぎょうどうせいかつえんじょ (ぐるーぷほーむ) 夜間や休日、共同生活を行う住居で、 相談や日常生活上の援助を行う サービスです。	1	2	1	2
⑬ しせつにゆうしよしえん 主として夜間、施設に入所する障害者 (児) に対し、入浴、排せつ、食事の介護 などの支援を行うサービスです。	1	2	1	2
⑭ そうだんしえん 福祉に関する問題や介護者からの相談に 応じて、必要な情報の提供や助言などを 行うサービスです。	1	2	1	2
⑮ じどうはつたつしえん 日常生活における基本的な動作の指導、 知識技能の付与、集団生活への適応訓練な どの支援を行うサービスです。	1	2	1	2
⑯ ほうかごどうでいサービス 学校の授業終了後や学校の休校日に、 児童発達支援センター等の施設に通い、生活 の向上のために必要な訓練や、社会との 交流の促進などの支援を行うサービスで す。	1	2	1	2
⑰ ほいくしよどうほうもんしえん 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児 以外の児童との集団生活への適応のための 専門的な支援などを行うサービスです。	1	2	1	2

【問29で現在サービスを利用している方にお聞きします。】

問30 現在利用しているサービスについて、あなたが改善してほしい（こうなってほしい）と思うことはありますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 利用できる回数や日数を増やしてほしい
2. サービス利用の手続きをわかりやすく簡単にしてほしい
3. サービス利用のための送迎や交通手段を整えてほしい
4. サービス利用料を安くしてほしい
5. サービスの質をよくしてほしい
6. サービスについての情報提供を増やしてほしい
7. 特にない
8. その他（ ）

相談相手についてお聞きします。

問31 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 家族や親せき
2. 友人・知人
3. 近所の人
4. 職場の上司や同僚
5. 施設の指導員など
6. ホームヘルパーなどサービス事業所の人
7. 障害者団体や家族会
8. かかりつけの医師や看護師
9. 病院のケースワーカー（相談員）や介護保険のケアマネージャー
10. 民生委員・児童委員
11. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生
12. 相談支援事業所などの民間の相談窓口
13. 行政機関の相談窓口
14. その他（ ）

問32 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース
2. 行政機関の広報誌
3. インターネット
4. 家族や親せき、友人・知人
5. サービス事業所の人や施設職員
6. 障害者団体や家族会（団体の機関誌など）
7. かかりつけの医師や看護師
8. 病院のケースワーカー（相談員）や介護保険のケアマネージャー
9. 民生委員・児童委員
10. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生
11. 相談支援事業所などの民間の相談窓口
12. 行政機関の相談窓口
13. その他（ ）

権利擁護についてお聞きします。

問33 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（○は1つだけ）

- | | | |
|-------|---------|-------|
| 1. ある | 2. 少しある | 3. ない |
|-------|---------|-------|

【問33で、1. または2. と回答された方にお聞きします。】

問34 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 学校・仕事場 | 5. 病院などの医療機関 |
| 2. 仕事を探すとき | 6. 住んでいる地域 |
| 3. 外出先 | 7. その他（ ） |
| 4. 余暇を楽しむとき | |

とく せいねんこうけんせいど りよう き
問35 成年後見制度の利用についてお聞きします。(〇は1つだけ)

1. すぐにでも利用したい
2. 今は必要ないが、将来的には利用したい
3. 利用したくない
4. 制度内容がわからない

せいねんこうけんせいど ちてきしょうがい せいしんしょうがい にんちしょうとう せいしんしょうがい ほんだんのうりよく
※成年後見制度とは、知的障害、精神障害、認知症等の精神障害により判断能力
じゅうぶん かた ありえき かていさいばんしょ しんせい ほんにん か
が十分でない方が不利益とならないように家庭裁判所へ申請し、本人に代わり
さいざんかんり けいやくこういとう えんじょ ひと つ せいど
財産管理や契約行為等の援助をしてくれる人を付けてもらう制度です。

さいがいじ ひなんとう き
災害時の避難等についてお聞きします。

とく かし じしんとう さいがいじ ひとり ひなん
問36 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(〇は1つだけ)

1. できる
2. できない
3. わからない

とく かぞく ふざい ばあい ひとりぐ ばあい きんじょ たす ひと
問37 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(〇は1つだけ)

1. いる
2. いない
3. わからない

とく かし じしんとう さいがいじ こま なん
問38 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに〇)

1. 投薬や治療が受けられない
2. 補装具の使用が困難になる
3. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる
4. 救助を求めることができない
5. 安全なところまで、迅速に避難することができない
6. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない
7. 周囲とコミュニケーションがとれない
8. 避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安
9. その他 ()
10. 特にない

あなたご本人への質問は以上です。最後に、障害福祉サービスや行政の取組について、何かご意見がありましたら、自由にご記入ください。

きょうりよく
ご協力ありがとうございました。